

山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月12日

山武市長 松下 浩 明

山武市告示第50号

山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける家庭におけるエネルギー費用の負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的として、省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具製品（以下「省エネ家電」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において補助の対象となる「省エネ家電」とは、次の各号に掲げる家庭用電気機械器具製品とする。

- (1) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2027年度のもののうち省エネ基準達成率が100パーセント以上のエアコンディショナー（以下「補助対象エアコン」という。）
- (2) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2021年度のもののうち省エネ基準達成率が100パーセント以上の電気冷蔵庫（以下「補助対象冷蔵庫」という。）
- (3) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの多段階評価点が3以上のLED照明器具
- (4) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2027年度のもののうち省エネ基準達成率が100パーセント以上のLED電球

2 この要綱において「買換え」とは、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）自らが居住する住宅に現に設置されているエアコンディショナー、電気冷蔵庫、照明器具又は電球のうち、一の品目の機器等1台又は1個と引換えに同種の機器等1台又は1個を設置するために、未使用の機器等を購入することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象製品指定申請日において、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。

- (2) 自らが居住している市内にある住宅（店舗付き住宅の場合は居住部分に限る。）に買換えにより省エネ家電を設置する者であること。
 - (3) 補助対象者本人又は本人と同一の世帯に住所を有する者全員が、本市において市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
 - (4) 補助対象者本人又は本人と同一の住所を有する者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
 - (5) 補助金の申請を行おうとする省エネ家電の購入費用について、国、本市を含む地方公共団体及びその他の団体が行う他の補助制度による補助を受けていないこと。
 - (6) 補助対象冷蔵庫以外に係る補助金の申請の場合において、省エネ家電を設置する住宅が第三者が所有する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
 - (7) 補助対象エアコン又は補助対象冷蔵庫に係る補助金の申請の場合においては、対象製品指定決定日から省エネ家電設置日までの期間に既存のエアコンディショナー又は電気冷蔵庫を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者本人又は本人と同一の世帯に住所を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。
- (1) 山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第1号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認めるとき。
 - (2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。
（補助対象経費及び補助金額等）
- 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電の本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、下取り値引、クーポン券やポイント等による割引の額は、補助対象経費から差し引くものとする。
- 2 補助金の額は、省エネ家電の品目ごとに補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は別表に定める額のいずれか低い額とする。
- 3 補助金の申請の回数は、同一の住所につき1回限りとし、複数の省エネ家電の補助を受けようとする場合は併せて1回で申請するものとする。
- 4 省エネ家電の品目ごとの申請限度台数は、別表のとおりとする。
（対象製品指定申請等）
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、補助を受けようとする省エネ家電（以下「補助対象製品」という。）の購入前に、山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金対象製品指定申請書（別記第1号様式。以下

「対象製品指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品の契約書又は見積書の写し（購入に要する経費の内訳の記載があるものに限る。）
 - (2) 補助対象製品のメーカー名、製品名、型番等が確認できる書類の写し
 - (3) 省エネ家電に買い換える既設機器の現況写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、申請予定者は書面による対象製品指定申請書の提出に代えて、市長が指定する電子申請（市の機関の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）の方法により対象製品指定申請書を提出することができる。この場合において、申請予定者は、電子申請のフォーマットに必要な事項及び前項に掲げる添付書類を記録し、申請するものとする。
- 3 市長は、対象製品指定申請を先着順に受け付けるものとし、受け付けた補助金の交付予定額の合計が予算の範囲を超えるときは、その受付を停止するものとする。ただし、同日に複数の対象製品指定申請があった場合であって、それらの対象製品指定申請の全てを受け付けると補助金の交付予定額の合計が予算の範囲を超えることとなるときは、それらの電子申請の申請時刻により先着順を判断するものとする。
- 4 市長は、対象製品指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象製品の指定の可否について、申請予定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、補助対象製品を取得した日から起算して30日以内又は令和8年9月30日のいずれか早い日までに山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書（別記第2号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品のレシート又は領収書の写し（購入日、購入店舗の名称、型番及び支出の内訳の記載があるものに限る。）
 - (2) 補助対象製品の製造者が発行した当該補助対象製品に係る保証書の写し
 - (3) 補助対象エアコン及び補助対象冷蔵庫に係る申請にあつては、買換えに伴う機器の処理に係る家電リサイクル券排出者控の写し（排出者氏名、お問合せ管理票番号及び品目の記載があるものに限る。）
 - (4) 補助対象製品の買替え後の機器の設置状況等が分かる写真
 - (5) 補助金の振込先口座が確認できる交付申請者名義の通帳等の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は書面による交付申請書兼請求書の提出に代えて、市長が指定する電子申請の方法により交付申請書兼請求書を提出することがで

きる。この場合において、申請者は、電子申請のフォーマットに必要事項及び前項に掲げる添付書類を記録し、申請するものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及びその額を決定し、山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を行ったときは、交付申請書兼請求書をもって規則第13条に規定する実績報告を行ったものとみなす。

4 市長は、第1項に規定する通知により規則第15条に規定する確定通知を行ったものとする。

5 市長は、第1項の規定により補助金の交付及びその額を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定による決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、その者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 交付決定者は、補助金の交付の対象となった省エネ家電について、その設置の日から市長が指定する期間、この補助金の交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金処分承認申請書（別記第6号様式。以下「承認申請書」という。）により市長の承認を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項の市長が指定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、6年間とする。
- 3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、山武市省エネ家電製品買換え促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第7号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（調査）

第11条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、補助対象者本人又は本人と同一の世帯に住所を有する者全員に対して必要な調査をすることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
（この告示の失効等）
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する補助金の交付決定の取消し、第9条に規定する補助金の返還及び第10条に規定する財産の処分の制限については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象製品	補助限度額	補助限度台数
エアコン	8万円	1台
冷蔵庫	7万円	1台
LED照明	1台あたり1万円	5台